

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設することにより、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とすること。

(第一条関係)

二 基本方針

1 政府は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとする。

2 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

(第二条関係)

三 内閣総理大臣の勧告等

1 内閣総理大臣は、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができるものとする。

2 内閣総理大臣は、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、又はその勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるものとする。

3 内閣総理大臣は、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、安全保障の確保に関する経済施策に資する情報を提供することができるものとする。

(第三条関係)

四 国の責務

1 国は、基本方針に即して、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有するものとする。

2 国の関係行政機関は、安全保障の確保に関する経済施策の実施に関し、相互に協力しなければならないものとする。

3 国は、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（第四条関係）

五 この法律の規定による規制措置の実施に当たつての留意事項

この法律の規定による規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならないものとする。

（第五条関係）

第二 特定重要物資の安定的な供給の確保

一 安定供給確保基本指針

1 政府は、基本方針に基づき、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、特定重要物資（二の特定重要物資をいう。）の安定的な供給の確保（以下「安定供

給確保」という。）に関する基本指針（以下「安定供給確保基本指針」という。）を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、安定供給確保基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

3 内閣総理大臣は、2により安定供給確保基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、産業構造その他特定重要物資の安定供給確保に関し知見を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

（第六条関係）

二 特定重要物資の指定

国民の生存に必要な不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資（プログラムを含む。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラム（以下「原材料等」という。）について、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、当該物資若しくはその生産に必要な原材料等（物資等）の生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の

導入、開発若しくは改良その他の当該物資等の供給網を強靱化^{じん}するための取組又は物資等の使用の合理化、代替となる物資の開発その他の当該物資等への依存を低減するための取組により、当該物資等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるときは、政令で、当該物資を特定重要物資として指定するものとする。

（第七条関係）

三 安定供給確保取組方針

主務大臣は、安定供給確保基本指針に基づき、二により指定された特定重要物資のうち、その所管する事業に係るものに関し、特定重要物資ごとに当該特定重要物資又はその生産に必要な原材料等（以下「特定重要物資等」という。）に係る安定供給確保を図るための取組方針（以下「安定供給確保取組方針」という。）を定めるものとする。

（第八条関係）

四 供給確保計画

1 特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者は、その実施しようとする特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する計画（以下「供給確保計画」という。）を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができるものとする。

（第九条関係）

2 1の認定を受けた者（以下「認定供給確保事業者」という。）は、毎年度、認定を受けた供給確保計画（以下「認定供給確保計画」という。）の実施状況について主務大臣に報告しなければならないものとする。

（第十二条関係）

五 供給確保促進円滑化業務等実施基本指針

主務大臣は、安定供給確保基本指針に基づき、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び八の1の指定を受けた者（以下「指定金融機関」という。）の(1)及び(2)に掲げる業務の実施に関する基本指針（以下「供給確保促進円滑化業務等実施基本指針」という。）を定めるものとする。

（第十三条関係）

(1) 公庫が指定金融機関に対し、認定供給確保事業者が認定供給確保事業（認定供給確保計画に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。以下同じ。）を行うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（以下「供給確保促進円滑化業務」という。）

(2) 指定金融機関が認定供給確保事業者に対し、認定供給確保事業を行うために必要な資金を貸し付

ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行うもの（以下「供給確保促進業務」という。）

六 公庫の行う供給確保促進円滑化業務

公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第一条及び第十一条の規定にかかわらず、供給確保促進円滑化業務を行うことができるものとする。

（第十四条関係）

七 供給確保促進円滑化業務実施方針

1 公庫は、供給確保促進円滑化業務等実施基本指針に基づき、供給確保促進円滑化業務の実施方法及び実施条件その他の供給確保促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針（以下「供給確保促進円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならないものとする。

2 公庫は、供給確保促進円滑化業務実施方針を定めるときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

（第十五条関係）

八 指定金融機関の指定

1 主務大臣は、供給確保促進業務に関し、(1)から(3)までのいずれにも適合すると認められる者を、そ

の申請により、供給確保促進業務を行う者として指定することができるものとする。

(1) 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

(2) 供給確保促進業務の実施体制及び2の供給確保促進業務規程が、法令並びに供給確保促進円滑化業務等実施基本指針及び供給確保促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、供給確保促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

(3) 人的構成に照らして、供給確保促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

2 1の指定を受けようとする者は、供給確保促進円滑化業務等実施基本指針及び供給確保促進円滑化業務実施方針に基づき供給確保促進業務に関する規程（供給確保促進業務規程）を定め、これを指定申請書その他主務省令で定める書類に添えて、主務大臣に提出しなければならないものとする。

（第十六条関係）

九 協定

1 公庫は、供給確保促進円滑化業務については、指定金融機関と協定を締結し、これに従いその業務

を行うものとする。

- 2 公庫は、1の協定を締結するときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

(第十九条関係)

十 監督命令

主務大臣は、必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、供給確保促進業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。

(第二十一条関係)

十一 中小企業投資育成株式会社法及び中小企業信用保険法の特例

中小企業投資育成株式会社法及び中小企業信用保険法の特例について所要の規定を設けること。

(第二十七条及び第二十八条関係)

十二 特定重要物資等に係る公正取引委員会との関係

- 1 主務大臣は、同一の業種に属する事業を営む二以上の者の申請に係る供給確保計画について、四の1の認定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該申請に係る供給確保計画について、公正取引委員会に意見を求めることができるものとする。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、1により意見を求められた供給確保計画であつて主務大臣が四の1の認定をしたものについて意見を述べることができるものとする
こと。

(第二十九条関係)

十三 特定重要物資等に係る関稅定率法との關係

1 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金（関稅定率法第七条第二項に規定する補助金をいう。）の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業（当該補助金の交付を受けた貨物と同種の物資を生産している本邦の産業に限る。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を實質的に妨げる事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、同条第六項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができるものとする。

2 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、不当廉売（関稅定率法

第八条第一項に規定する不当廉売をいう。）された貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の物資を生産している本邦の産業に限る。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、同条第五項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができるものとする。

3 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、外国における価格の低落その他予想されなかった事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加（本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実及び当該貨物の輸入がこれと同種の物資その他用途が直接競合する物資の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、関税率法第九条第六項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができるものとする。

十四 安定供給確保支援法人の指定及び業務

1 主務大臣は、安定供給確保基本指針及び安定供給確保取組方針に基づき、一般社団法人、一般財団法人等であつて、2の業務（以下「安定供給確保支援業務」という。）に関し(1)から(4)までのいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、特定重要物資ごとに安定供給確保支援法人として指定することができるものとする。

(1) 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

(2) 安定供給確保支援業務の実施体制が安定供給確保基本指針に照らし適切であること。

(3) 安定供給確保支援業務以外の業務を行っている場合にあつては、その業務を行うことによって安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができるものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 安定供給確保支援法人は、(1)から(5)までに掲げる業務を行うものとする。

(1) 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

(2) 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金の貸付けを行う金融機関（貸付金融機関）に対し、利子補給金を支給すること。

(3) 安定供給確保支援業務の対象とする特定重要物資等の安定供給確保に関する情報の収集を行うこと。

(4) 安定供給確保支援業務の対象とする特定重要物資等の安定供給確保のために必要とされる事項について、当該特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずること。

(5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 主務大臣は、1の指定をするに当たっては、当該安定供給確保支援法人が安定供給確保支援業務を実施する際に従うべき基準（以下「供給確保支援実施基準」という。）を定めるものとする。

十五 安定供給確保支援業務規程

1 安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援業務を行うときは、当該安定供給確保支援業務の開始前に、安定供給確保支援業務に関する規程（安定供給確保支援業務規程）を定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

2 主務大臣は、1の認可の申請が安定供給確保基本指針、安定供給確保取組方針及び供給確保支援実施基準に適合するとともに、安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであると認めるときは、その認可をするものとする。

（第三十三条関係）

十六 安定供給確保支援法人基金

1 安定供給確保支援法人は、主務大臣が供給確保支援実施基準において当該安定供給確保支援法人が行う安定供給確保支援業務として(1)及び(2)のいずれにも該当するもの並びにこれに附帯する業務に関する事項を定めた場合には、これらの業務に要する費用に充てるための基金（以下「安定供給確保支援法人基金」という。）を設け、2により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

(1) 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するために実施する

特定重要物資等の安定供給確保のための取組に係る業務であつて、特定重要物資等の安定供給確保のために緊要なもの

(2) 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 国は、予算の範囲内において、安定供給確保支援法人に対し、安定供給確保支援法人基金に充てる資金を補助することができるとすること。
(第三十四条関係)

十七 秘密保持義務

安定供給確保支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、安定供給確保支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

(第三十七条関係)

十八 監督命令

主務大臣は、必要があると認めるときは、安定供給確保支援法人に対し、安定供給確保支援業務に関

し監督上必要な命令をすることができるものとする。

(第三十九条関係)

十九 安定供給確保支援独立行政法人の指定及び業務

1 独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）は、2の指定を受けたときは、同法第一条第一項に規定する個別法（以下「個別法」という。）の定めるところにより、同法第五条の規定により個別法で定める目的の範囲内において、この法律の目的を達成するため、当該指定に係る安定供給確保支援業務（十四の2の(1)及び(2)に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。以下同じ。）を行うことができるものとする。

2 主務大臣は、安定供給確保取組方針に基づき、その所管する独立行政法人のうち、その所管する事業に係る特定重要物資に係るものを、特定重要物資ごとに安定供給確保支援独立行政法人として指定することができるものとする。

(第四十二条関係)

二十 安定供給確保支援独立行政法人に設置する安定供給確保支援独立行政法人基金

安定供給確保支援独立行政法人は、個別法の定めるところにより、十九の2の指定に係る安定供給確保支援業務であつて(1)及び(2)のいずれにも該当するもの並びにこれに附帯する業務に要する費用に充て

るための基金（安定供給確保支援独立行政法人基金）を設けることができるものとする。

（第四十三条関係）

(1) 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するために実施する特定重要物資等の安定供給確保のための取組に係る業務であつて、特定重要物資等の安定供給確保のために緊要なもの

(2) 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

二十一 特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資の指定等

1 主務大臣は、その所管する事業に係る特定重要物資について、五から二十までの措置では当該特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難であると認めるときは、安定供給確保基本指針及び安定供給確保取組方針に基づき、安定供給確保のための特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資として指定することができるものとする。

2 主務大臣は、1の指定をした特定重要物資又はその生産に必要な原材料等について、備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講ずるものとする。

3 2の備蓄と、新型インフルエンザ等対策特別措置法第十条その他政令で定める法律の規定に基づく備蓄とは、相互に兼ねることができるものとする。

4 主務大臣は、外部から行われる行為により1の指定をした特定重要物資（国民の生存に必要な不可欠なものとして政令で定めるものに限る。）又はその生産に必要な原材料等の供給が不足し、又は不足するおそれがあり、その価格が著しく騰貴したことにより、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい場合において、当該事態に対処するため特に必要があると認めるときは、必要な条件を定めて2により保有する当該特定重要物資又はその生産に必要な原材料等を時価よりも低い対価であつて、価格が騰貴する前の標準的な価格として政令で定める価格で譲渡し、貸し付け、又は使用させることができるものとする。

（第四十四条関係）

二十二 施設委託管理者

1 主務大臣は、二十一の2の措置を効果的に実施するため必要があると認めるときは、主務大臣が指

定する法人（以下「施設委託管理者」という。）に、二十一の２の措置に必要な施設（その敷地を含む。）の管理を委託することができるものとする。

2 施設委託管理者は、1の指定に係る管理の業務（以下「施設委託管理業務」という。）に関する規程（施設委託管理業務規程）を定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、施設委託管理者に対し、施設委託管理業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。

（第四十五条関係）

二十三 資料の提出等の要求

主務大臣は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができるものとする。

（第四十六条関係）

二十四 報告徴収及び立入検査

1 主務大臣は、第二の施行に必要な限度において、その所管する事業に係る物資の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、当該物資又はその生産に必要な原材料等の生産、

輸入、販売、調達又は保管の状況に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができるものとする
こと。

2 主務大臣は、十三の施行に必要な限度において、その所管する事業に係る特定重要物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、十三の調査の求めに必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

3 1及び2により報告又は資料の提出の求めを受けた者は、その求めに応じるよう努めなければならないものとする。

(第四十八条関係)

第三 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保

一 特定社会基盤役務基本指針

1 政府は、基本方針に基づき、特定妨害行為（三の2の特定妨害行為をいう。）の防止による特定社会基盤役務（二の特定社会基盤役務をいう。3において同じ。）の安定的な提供の確保に関する基本指針（以下「特定社会基盤役務基本指針」という。）を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、特定社会基盤役務基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

のとすること。

3 内閣総理大臣は、2により特定社会基盤役務基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、情報通信技術その他特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関し知見を有する者の意見を聴くとともに、特定社会基盤役務に関する経済活動に与える影響に配慮しなければならぬものとする。

(第四十九条関係)

二 特定社会基盤事業者の指定

主務大臣は、特定社会基盤事業(1)から(14)までに掲げる事業のうち、特定社会基盤役務(国民生活及び経済活動の基盤となる役務であつて、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。)の提供を行うものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)を行う者のうち、その使用する特定重要設備(特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)の機能が停止し、又は低下した場合に、その

提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者を特定社会基盤事業者として指定することができるものとする。

(第五十条関係)

- (1) 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気事業
- (2) ガス事業法第二条第十一項に規定するガス事業
- (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律第二条第五項に規定する石油精製業及び同条第九項に規定する石油ガス輸入業
- (4) 水道法第三条第二項に規定する水道事業及び同条第四項に規定する水道用水供給事業
- (5) 鉄道事業法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業
- (6) 貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業
- (7) 海上運送法第二条第四項に規定する貨物定期航路事業及び同条第六項に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの
- (8) 航空法第二条第十九項に規定する国際航空運送事業及び同条第二十項に規定する国内定期航空運

送事業

- (9) 空港（空港法第二条に規定する空港をいう。）の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第六項に規定する公共施設等運営事業

営事業

- (10) 電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業
- (11) 放送事業のうち、放送法第二条第二号に規定する基幹放送を行うもの
- (12) 郵便事業
- (13) 金融に係る事業のうち、①から⑧までに掲げるもの

- ① 銀行法第二条第二項各号に掲げる行為のいずれかを行う事業

- ② 保険業法第二条第一項に規定する保険業

- ③ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業、同条第二十八項に規定する金融商品債務引受業及び同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品

取引業

④ 信託業法第二条第一項に規定する信託業

⑤ 資金決済に関する法律第二条第十項に規定する資金清算業及び同法第三条第五項に規定する第

三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業

⑥ 預金保険法第三十四条に規定する業務を行う事業及び農水産業協同組合貯金保険法第三十四条に規定する業務を行う事業

⑦ 社債、株式等の振替に関する法律第三条第一項に規定する振替業

⑧ 電子記録債権法第五十一条第一項に規定する電子債権記録業

(14) 割賦販売法第二条第三項に規定する包括信用購入あっせんの業務を行う事業

三 特定重要設備の導入等

1 特定社会基盤事業者は、他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合又は他の事業者に委託して特定重要設備の維持管理若しくは操作（当該特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使

用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものに限る。以下「重要維持管理等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する計画書（以下「導入等計画書」という。）を作成し、主務省令で定める書類を添付して、これを主務大臣に届け出なければならないものとする。

2 1の導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者は、主務大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならないものとする。ただし、主務大臣は、当該導入若しくは重要維持管理等の委託の規模、性質等に照らし3の審査が必要ないと認めるとき、又は3の審査をした結果、その期間の満了前に当該特定重要設備が特定妨害行為（特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為をいう。以下同じ。）の手段として使用されるおそれが大きいとはいえないと認めるときは、その期間を短縮することができるものとする。

3 主務大臣は、1の導入等計画書の届出があつた場合において、当該導入等計画書に係る特定重要設

備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいかどうかを審査するため又は5の勧告若しくは9の命令をするため必要があると認めるときは、当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り、延長することができるものとする。

4 主務大臣は、3により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長した場合において、3の審査をした結果、当該延長した期間の満了前に当該特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいとはいえないと認めるときは、当該延長した期間を短縮することができるものとする。

5 主務大臣は、3の審査をした結果、1により届け出られた導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、当該届出をした特定社会基盤事業者に対し、当該導入等計画書の内容の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い、若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又はこれらを中止すべきことを勧告することができるものとする。

6 5の勧告を受けた特定社会基盤事業者は、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、主務大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないか及び応諾しない場合にあつてはその理由を通知しなければならないものとする。

7 6により勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、当該勧告をされたところに従い、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を主務大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い、若しくは重要維持管理等を行わせ、又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止しなければならないものとする。

8 6により勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、2又は3にかかわらず、1の導入等計画書の届出をした日から起算して三十日（3の延長がされた場合にあつては、当該延長がされた期間の満了する日）を経過しなくても、7により届け出た導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせることができるものとする。

9 5の勧告を受けた特定社会基盤事業者が、6の通知をしなかった場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合であつて当該勧告を応諾しないことについて正当な理由がないと認められるときは、

主務大臣は、当該勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を主務大臣に届け出た上で、当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い、若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができるものとする。

(第五十二条関係)

四 特定重要設備の導入等に関する経過措置

特定重要設備の導入等に関する経過措置について定めること。

(第五十三条関係)

五 特定重要設備の導入等後等の勧告及び命令

主務大臣は、三の１の導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者が当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を行うことができることとなった後又は行った後、国際情勢の変化その他の事情の変更により、当該導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用され、又は使用されるおそれが大きいと認めるに至ったときは、当該届出をした特定社会基盤事業者に対し、当該特定重要設備の検査又は点検の実施、当該特定重要設備の重要維持管理等の委託の

相手方の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。

（第五十五条関係）

六 主務大臣の責務

主務大臣は、特定社会基盤事業者に対し、特定妨害行為の防止に資する情報を提供するよう努めるものとする。

（第五十七条関係）

第四 特定重要技術の開発支援

一 特定重要技術研究開発基本指針

1 政府は、基本方針に基づき、特定重要技術（二の特定重要技術をいう。3において同じ。）の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針（以下「特定重要技術研究開発基本指針」という。）を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、特定重要技術研究開発基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

3 内閣総理大臣は、2により特定重要技術研究開発基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安

全保障の確保に関する経済施策、内外の社会経済情勢及び研究開発の動向その他特定重要技術の開発支援に関し知見を有する者の意見を聴かなければならないものとする。こと。

（第六十条関係）

二 国の施策

国は、特定重要技術（将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術（以下「先端的技術」という。）のうち、当該技術若しくは当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。以下同じ。）の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、必要な情報の提供、資金の確保、人材の養成及び資質の向上その他の措置を講ずるよう努めるものとする。こと。

（第六十一条関係）

三 協議会

1 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「活性化法」という。）第十二条第一項の規定による国の資金により行われる研究開発等（以下「研究開発等」という。）に関して当該資

金を交付する各大臣（以下「研究開発大臣」という。）は、当該研究開発等により行われる特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、当該特定重要技術の研究開発等に従事する者のうち当該研究開発等を代表する者として相当と認められる者の同意を得て、当該者及び当該研究開発大臣により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができるものとする。

2 1により協議会を組織する研究開発大臣は、必要と認めるときは、協議会に、国の関係行政機関の長、当該特定重要技術の研究開発等に従事する者、特定重要技術調査研究機関（五の3の特定重要技術調査研究機関をいう。5において同じ。）その他の研究開発大臣が必要と認める者をその同意を得て構成員として加えることができるものとする。

3 協議会は、1の目的を達成するため、(1)から(5)までに掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 当該特定重要技術の研究開発に有用な情報の収集、整理及び分析に関する事項
- (2) 当該特定重要技術の研究開発の効果的な促進のための方策に関する事項

(3) 当該特定重要技術の研究開発の内容及び成果の取扱いに関する事項

(4) 当該特定重要技術の研究開発に関する情報を適正に管理するために必要な措置に関する事項

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、当該特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に必要な事項

4 協議会の構成員は、3の協議の結果に基づき、特定重要技術の研究開発に関する情報の適正な管理その他の必要な取組を行うものとする。

5 協議会は、3の協議を行うため必要があるときは、その構成員又は特定重要技術調査研究機関（当該協議会の構成員であるものを除く。）に対し、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関し必要な資料の提供、説明、意見の表明その他の協力を求めることができるものとする。この場合において、当該構成員及び当該特定重要技術調査研究機関は、その求めに応じるよう努めるものとする。

6 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

（第六十二条関係）

四 指定基金

1 内閣総理大臣は、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、活性化法第二十七条の二第一項に規定する基金のうち特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を目的とするものを指定基金として指定することができるものとする。

2 国は、予算の範囲内において、指定基金に充てる資金を補助することができるものとする。

3 指定基金に係る資金配分機関（活性化法第二十七条の二第一項に規定する資金配分機関をいう。）を所管する大臣（指定基金所管大臣）は、内閣総理大臣と共同して、当該指定基金により行われる特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、当該指定基金により行われる特定重要技術の研究開発等に従事する者のうち当該研究開発等を代表する者として相当と認められる者、当該指定基金所管大臣及び内閣総理大臣により構成される協議会（以下「指定基金協議会」という。）を組織するものとする。

4 三の2から6までは、指定基金協議会について準用するものとする。（第六十三条関係）

五 調査研究

1 内閣総理大臣は、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るために必要な調査及び研究（以下「調査研究」という。）を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、調査研究の全部又は一部を、その調査研究を適切に実施することができるものとして(1)から(4)までに掲げる基準に適合する者（法人に限る。）に委託することができるものとする。

(1) 先端的技术に関する内外の社会経済情勢及び研究開発の動向の専門的な調査及び研究を行う能力を有すること。

(2) 先端的技术に関する内外の情報を収集し、整理し、及び保管する能力を有すること。

(3) 内外の科学技術に関する調査及び研究を行う機関、科学技術に関する研究開発を行う機関その他の内外の関係機関と連携する能力を有すること。

(4) 情報の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。

3 関係行政機関の長は、2の委託を受けた者（以下「特定重要技術調査研究機関」という。）からの

求めに応じて、当該委託に係る調査研究を行うために必要な情報及び資料の提供を行うことができるものとする。

4 特定重要技術調査研究機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

(第六十四条関係)

第五 特許出願の非公開

一 特許出願非公開基本指針

1 政府は、基本方針に基づき、特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面（以下「明細書等」という。）に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置（以下「特許出願の非公開」という。）に関する基本指針（以下「特許出願非公開基本指針」という。）を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、特許出願非公開基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

3 内閣総理大臣は、2により特許出願非公開基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、産業技術その他特許出願の非公開に関し知見を有する者の意見を聴くとともに、産業活動に与える影響に配慮しなければならないものとする。

(第六十五条関係)

二 内閣総理大臣への送付

1 特許庁長官は、特許出願を受けた場合において、その明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれる技術の分野として国際特許分類又はこれに準じて細分化したものに従い政令で定めるものに属する発明(その発明が保全指定(六の2の保全指定をいう。三において同じ。)をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野として政令で定めるものに属する場合にあっては、政令で定める要件に該当するものに限る。)が記載されているときは、当該特許出願の日から三月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までに、当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に

送付するものとする。ただし、当該発明が技術の水準若しくは特徴又はその公開の状況に照らし、三の１の保全審査に付する必要があることが明らかであると認めるときは、これを送付しないことができるものとする。

２ 特許出願人から、特許出願とともに、その明細書等に記載した発明が公にされることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きいものであるとして、三の１の保全審査に付することを求める旨の申出があつたときも、１の場合と同様とするものとする。

３ 特許庁長官は、１又は２の送付をしたときは、その送付をした旨を特許出願人に通知するものとする。

４ 特許庁長官が１若しくは２の送付をする場合に該当しないと判断し、若しくは当該送付がされずに１の期間が経過するまでの間又は内閣総理大臣が七若しくは十三の２の通知をするまでの間は、特許法第四十九条、第五十一条及び第六十四条第一項の規定は、適用しないものとする。

５ 特許庁長官は、１又は２の送付をする場合に該当しないと判断した場合において、特許出願人から申出があつたときは、その判断をした旨を特許出願人に通知するものとする。

三 内閣総理大臣による保全審査

1 内閣総理大臣は、二の1又は2の送付を受けたときは、その特許出願に係る明細書等に公にするこ
とにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発
明が記載され、かつ、そのおそれの程度及び保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その他の
事情を考慮し、当該発明に係る情報の保全（当該情報が外部に流出しないようにするための措置をい
う。以下同じ。）をすることが適当と認められるかどうかについての審査（以下「保全審査」とい
う。）をするものとする。

2 内閣総理大臣は、保全審査のため必要があるときは、特許出願人その他の関係者に対し、
資料の提出及び説明を求めることができるものとする。

3 内閣総理大臣は、保全審査をするに当たっては、必要な専門的知識を有する国の機関及びそれ以外
の専門的知識を有する者に対し、保全審査に必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求
めることができるものとする。

4 内閣総理大臣は、3により国の機関以外の専門的知識を有する者に対し必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めるに当たり、必要があると認めるときは、その者に明細書等に記載されている発明の内容を開示することができ、この場合、あらかじめ、6の義務について説明した上、開示を受けることについての同意を得なければならないものとする。

5 内閣総理大臣は、保全指定をするかどうかの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができるものとする。

6 保全審査に關与する国の機関の職員及び4により発明の内容の開示を受けた者は、正当な理由がなく、当該発明の内容に係る秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

7 内閣総理大臣は、保全指定をしようとする場合には、特許出願人に対し、六の1の保全対象発明となり得る発明の内容を通知するとともに、特許出願を維持する場合には(1)から(3)までに掲げる事項について記載した書類を提出するよう求めなければならないものとする。

(1) 当該通知に係る発明に係る情報管理状況

(2) 特許出願人以外に当該通知に係る発明に係る情報の取扱いを認めた事業者がある場合にあっては、

当該事業者

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

8 特許出願人は、特許出願を維持する場合には、7の通知を受けた日から十四日以内に、7の書類を内閣総理大臣に提出しなければならないものとする事。

(第六十七条関係)

四 保全審査中の発明公開の禁止

特許出願人は、三の7の通知を受けた場合は、六の1又は七の通知を受けるまでの間は、当該三の7の通知に係る発明の内容を公開してはならないものとする事。

(第六十八条関係)

五 保全審査の打ち切り

内閣総理大臣は、特許出願人が所定の期間内に三の7の書類を提出しなかったとき、四に違反したと認めるとき、又は不当な目的でみだりに二の2の申出をしたと認めるときは、保全審査を打ち切る事のできるものとし、その場合、内閣総理大臣から通知を受けた特許庁長官が、特許出願を却下するものとする事。

(第六十九条関係)

六 保全指定

1 内閣総理大臣は、保全審査の結果、明細書等に公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載され、かつ、そのおそれの程度及び指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その他の事情を考慮し、当該発明に係る情報の保全をすることが適当と認めたときは、当該発明を保全対象発明として指定し、特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、1の指定（以下「保全指定」という。）をするときは、当該保全指定の日から起算して一年を超えない範囲内においてその保全指定の期間を定め、その保全指定の期間（延長した場合には、当該延長後の保全指定の期間。以下同じ。）が満了する日までに、保全指定を継続する必要があるかどうかを判断しなければならず、継続する必要があると認めるときは、一年を超えない範囲内において保全指定の期間を延長することができるものとする。

（第七十条関係）

七 保全指定をしない場合の通知

内閣総理大臣は、保全審査の結果、保全指定をする必要がないと認めたときは、その旨を特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする。

（第七十一条関係）

八 特許出願の取下げの制限

保全指定の通知を受けた特許出願人（以下「指定特許出願人」という。）は、十三の２の通知を受けるまでの間は、特許出願を放棄し、又は取り下げることができないものとする。

（第七十二条関係）

九 保全対象発明の実施の制限

１ 指定特許出願人及び保全対象発明の内容を特許出願人から示された者その他保全対象発明の内容を職務上知り得た者であつて当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、指定特許出願人が当該実施について内閣総理大臣の許可を受けた場合を除き、当該保全対象発明の実施をしてはならないものとする。

２ 内閣総理大臣は、許可の申請に係る実施により１に掲げる者以外の者が保全対象発明の内容を知っておそれがないと認めるときその他保全対象発明に係る情報の漏えいの防止の観点から適当と認めるときは、１の許可をするものとし、その許可には、必要な条件を付することができるものとする。

（第七十三条関係）

十 保全対象発明の開示禁止

指定特許出願人及び保全対象発明の内容を特許出願人から示された者その他保全対象発明の内容を職務上知り得た者であつて当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、正当な理由がある場合を除き、保全対象発明の内容を開示してはならないものとする。こと。
(第七十四条関係)

十一 保全対象発明の適正管理措置

指定特許出願人は、保全対象発明に係る情報を取り扱う者を適正に管理することその他保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じ、及び保全対象発明に係る情報の取扱いを認めた事業者（以下「発明共有事業者」という。）をして、その措置を講じさせなければならず、発明共有事業者は、指定特許出願人の指示に従い、その措置を講じなければならないものとする。こと。
(第七十五条関係)

十二 発明共有事業者の変更

指定特許出願人は、発明共有事業者を追加するとき、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならないものとする。こと。
(第七十六条関係)

十三 保全指定の解除等

1 内閣総理大臣は、保全指定を継続する必要がないと認めたときは、保全指定を解除するものとする
こと。

2 内閣総理大臣は、保全指定を解除したとき、又は保全指定の期間が満了したときは、その旨を指定
特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする。
(第七十七条関係)

十四 外国出願の禁止

1 何人も、日本国内でした発明であつて公になっていないものが、二の1の発明であるときは、十五
の2により、公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全に影響を及ぼす
ものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外国出願（外国に
おける特許出願及び特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。以下同じ。）
をしてはならないものとする。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願
をした場合であつて、当該特許出願の日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過
したとき（六の1の通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当

該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。）、二の１の期間内に二の３の通知が発せられなかったとき（当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。）及び二の５、七又は十三の２の通知を受けたときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については、この限りでないものとする。

２ 指定特許出願人における外国出願禁止の対象となる発明は、保全指定の通知を受けた特許出願に係る明細書等に記載された発明にあつては、保全対象発明に限るものとする。（第七十八条関係）

十五 外国出願の禁止に関する事前確認

１ 二の１の発明に該当し得る発明に記載した外国出願をしようとする者は、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしていない場合に限り、特許庁長官に対し、その外国出願が十四の１により禁止されるものかどうかについて、確認を求めることができるものとする。

２ 特許庁長官は、１の確認の求めを受けた場合において、当該求めに係る発明が二の１の発明に該当しないときは、当該求めをした者にその旨を回答し、これに該当するときは、内閣総理大臣に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが

明らかかどうかにつき確認を求めた上、１の確認の求めをした者に対し、二の１の発明に該当する旨及び内閣総理大臣から受けた回答の内容を回答するものとする。

３ １の確認を求めようとする者は、手数料として、一件につき二万五千円を超えない範囲内で政令で定める額を国に納付しなければならないものとする。

（第七十九条関係）

十六 損失の補償

国は、保全対象発明（保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了したものを含む。）について、九の１の許可を受けられなかったこと又はその許可に条件を付されたことその他保全指定を受けたことにより損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償するものとする。

（第八十条関係）

十七 後願者の通常実施権

指定特許出願人であつて、保全指定がされた他の特許出願について出願公開がされた日前に、二の４により当該出願公開がされなかったため、自己の特許出願に係る発明が特許法第二十九条の二の規定により特許を受けることができないものであることを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事

業の目的の範囲内において、その特許出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した場合における当該他の特許出願に係る特許権又はその際現に存する専用実施権について、有償の通常実施権を有するものとする。

（第八十一条関係）

十八 特許法等の特例

特許法等の特例として、所要の規定を設けること。

（第八十二条関係）

十九 勧告及び改善命令

1 内閣総理大臣は、指定特許出願人又は発明共有事業者が十一の義務に違反した場合において保全対象発明に係る情報の漏えいを防ぐため必要があると認めるときは、当該者に対し、十一の措置をとるべき旨を勧告することができるものとする。

2 内閣総理大臣は、1の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき、又は指定特許出願人若しくは発明共有事業者が十一の義務に違反した場合において保全対象発明の漏えいのおそれが切迫していると認めるときは、当該者に対し、十一の措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

（第八十三条関係）

第六 その他

一 主務大臣等

主務大臣、権限の委任等について定めること。

(第八十六条及び第八十七条関係)

二 行政手続法の適用除外

第三の三の3の延長、第三の三の9の命令、保全指定、第五の六の2の延長、第五の九の1の許可及び第五の十二の承認については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しないものとする。

(第八十八条関係)

三 経過措置

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができるものとする。

(第八十九条関係)

四 国際約束の誠実な履行

この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることが

ないよう留意しなければならないものとする。

（第九十条関係）

五 命令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、命令で定めるものとする。

（第九十一条関係）

第七 罰則

罰則について所要の規定を設けること。

（第九十二条から第九十九条まで関係）

第八 附則

一 この法律の施行期日に関する必要な規定を設けること。

（附則第一条関係）

二 第五の二の1に関する経過措置について定めること。

（附則第二条関係）

三 二のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。

（附則第三条関係）

四 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則第四条関係）

五 関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第五条から第十一条まで関係）